

様式第3号の2(第12条の2の2関係)

1箇月単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	エムシーパートナーズ(株)	北九州市八幡西区西曲里町2-1 (093-644-2700)		134人
業務の種類	該当労働者数 (満18歳未満の者)	変形期間 (起算日)	変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	協定の有効期間
現業、研究関係業務	4人	1カ月 (毎月1日)	別紙カレンダー通り	2024年4月1日～ 2025年3月31日
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間 5分 (時間 分)	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	46時間 30分 (時間 分)	

協定の成立年月日 2024年3月6日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 福岡オフィス(派遣社員)
氏名 桶田 佳子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

(チェックボックスに要チェック)

2024年3月6日

北九州西 労働基準監督署長殿



使用者 職名 福岡オフィス7
氏名 森本 美由紀

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「変形期間」の欄には、当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「変形期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」の欄中に当該事項を記入しきれない場合には、別紙に記載して添付すること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。



【別紙 勤務カレンダー】

3 交替勤務就業時間区分（黒崎地区）

直	始業時刻	終業時刻	就業時間	休憩時間	実働時間
1直	7時25分	15時30分	8時間5分	1時間	7時間5分
2直	15時25分	22時30分	7時間5分	1時間	6時間5分
3直	22時25分	7時30分	9時間5分	1時間	8時間5分
昼勤	7時25分	15時30分	8時間5分	1時間	7時間5分
	8時00分	16時5分	8時間5分	1時間	7時間5分
	8時30分	16時35分	8時間5分	1時間	7時間5分

変形労働時間の起算日：毎月1日、期間：1カ月

転換方法：①4班3交替

交替サイクル：以下の通り循環し、20日間を1サイクルとする

1 1 1 1 1 休 休 2 2 2 2 2 休 3 3 3 3 3 休 休

